

平成19年4月1日から

児童手当制度が改正されました

『3歳未満の児童手当の支給額が月額10,000円になります』

◆改正の内容

全国で問題になっている、急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の児童手当の額を、現在5,000円から、第1子及び第2子についても、一律の月額10,000円となりました。

ただし、3歳以上の児童については、現行のとおり5,000円となります。

〈0歳以上3歳未満の児童手当の額〉

- (現行) (改正)
- 第1子・第2子 月額5千円 → 月額1万円
- 第3子以降 月額1万円 → 月額1万円(現行どおり)

□

〈3歳以上の額(現行どおり)〉

- 第1子・第2子 月額5千円
- 第3子以降 月額1万円

□

施行日：平成19年4月1日(改正後の最初の支給月 平成19年6月)

□

- ※ 今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。
- なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

□

詳しくは、福祉課 子育て支援係(公務員の方は勤務先)にお問い合わせください。
TEL 53-1111(内線 2132・2133)

がんばれ 認定農業者!! シリーズ⑪

◎ さつま町神子

外園 博 さん



外園さんは、東京でサラリーマンを5年間された後、23歳の時、たばこ専業農家である実家を継ごうと決心され、就農されました。

現在は、たばこと水稻の複合経営をされ、今年は、たばこ105a、水稻770aを計画しています。

「農業者は、自分の経営状況をしっかりと分析することが大切」と話す外園さん。経営状況を把握するために、パソコンを使って、売上と所得の効率性や作物別の労働時間と収入・所得のバランスなど自分の経営を細かく数字で表し、分析されています。

外園さんは「たばこ耕作者も高齢化が進み、昔に比べだいたい減ってきている。後継者の確保・育成を図るためにも、経営分析をしっかりと行い、他産業に負けない所得ある農業を目指していきたい」と話されました。